

令和4年第7回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和4年7月7日 午後2時56分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和4年7月7日 午後2時56分  
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和4年7月7日 午後3時55分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、  
高山スミ子、天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、  
八尋洋一、澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

なし

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第24号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第20号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第21号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：皆さん、こんにちは。ちょっとお一人遅れられるそうですし、時間もちょっと早うございますが、ただいまから始めていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。お願いいたします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の井上委員さん、8番委員の天本委員さんを指名いたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。

資料はお手元にあるやつで行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが、1ページをお開けください。

農地法第5条第1項7号の規定に基づく同法施行規則第53条第14号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第24号、議案書のとおり、届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1。届出者、東京都世田谷区□□、□□株式会社、基地局設置統括本部統括本部長、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田4平米、合計4平米。契約内容、賃貸借。届出の理由、適用条項第53条第14号、□□携帯基地局の設置。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第25号、議案書のとおり、農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：同じく読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田143、合計143平米。届出内容、転用目的、車庫及び倉庫。構造規模、軽量鉄骨造。工事期間、令和4年6月10日から令和4年8月9日。受付月日、令和4年5月30日。

続けて、番号2。筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田19平米、合計19平米。転用目的、通路及び駐車場。構造規模、砂利敷。工事期間については施工済み。受付月日は令和

4年6月10日。

続いて、番号3。筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地積については、畑108平米。換地の面積については261平米。合計の欄ですけれども、上の段に書いてある216平米、内108平米、一部の届出ということになっております。欄がずれておりますので御了承ください。届出内容、転用目的、駐車場。構造規模、砂利敷。工事期間、令和4年7月15日から令和4年7月31日まで。受付月日、令和4年6月24日。この土地が、備考欄に書いていますけれども、土地区画整理事業地内ということで、先ほど面積のところの説明したように、216平米の内108ということで処理させていただいております。

以上となっております。

○議長：ありがとうございます。

3件の報告がありました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田116平米、合計116平米。届出内容、転用目的は資材置場となっております。契約内容は売買。構造規模、盛土と整地です。工事期間、令和4年7月1日から令和4年8月20日。受付月日は令和4年6月6日です。

番号2。福岡市□□株式会社、代表取締役、□□。譲渡人、鹿児島県曾於市□□、株式会社□□、代表取締役社長、□□。届出地の表示、□□。地積、田252平米、合計252平米。転用目的はマンション建築用地。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造。工事期間は令和4年10月31日から令和6年6月30日までとなっております。受付月日は令和4年6月9日です。

続きまして、番号3。筑紫野市□□、□□。譲渡人、東京都新宿区□□、□□株式会社。届出地の表示、□□。地積は畑201平米、合計201平米。届出内容につきましては、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和4年7月15日から令和4年10月30日までとなっております。受付は令和4年6月13日。

続きまして、番号4でございます。譲受人が、福岡市□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□。地積は田176平米、合計176平米。

届出内容につきましては、転用目的が建売住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和4年6月23日から令和5年1月22日まで。受付月日は令和4年6月16日となっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま4件につきまして報告がありました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは4ページをお開けください。

議案第20号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。2件ありますので、1件ずつ行きます。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いたします。

○委員：まず、番号1番ですね。読み上げます。その後、私のほうで今回初めてだったので、一応コメントを作っていて、それも読み上げたいと思いますので、御検討をお願いします。

譲受人、春日市□□、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。申請地は□□外4筆。地目は全部田で、面積はトータルで1,209.2平米あります。申請理由は相手方要望で、契約内容は売買ということで承っております。

以上です。

私は今回初めて農業委員をさせていただいて、□□さんのほうから私のほうに出向いてこられて対応したのでありますが、この方は先ほども言いましたように、住所は春日市の□□にお住まいで、現在50歳の男性の方です。家族の方が、お父さん81歳とお母さん78歳で、お姉さんありということで聞いております。もともと福岡市の□□で青果店を60年ぐらい両親がされて、4年ほど前に道路拡張で青果店は廃業されてあります。□□氏はもともと会社員をされていましたが、お店の閉店前10年ほどは青果店を両親と一緒にされてあり、野菜と青果の仕事としては慣れてあります。

当時、□□さんの話によると青果店組合の青年部というのがありまして、特に野菜等の勉強のために農家でも研修されたことがあったようです。そして、10年ほど前より、野菜の勉強も兼ねてでしょうけど、福岡市の花畑園芸公園にある園芸講座とか筑紫農協のちくし農業塾、これは議長さんが多分されてあると思うんですけど、そちらも受講され、勉強されてあります。今回、農業を本格的に始める前に、今言った青果店は廃業されてありますので、農家で4年ほど実際修行されていますと聞いております。そのような経験と興味があって、野菜作りをなりわいとしてい

くことを決められたようです。

対象農地の所有地である□□氏は、農業の後継者予定は、内々の事情であれなんですけど、長男さんが数年前に亡くなられたということもあり、後継者が不在となっております。色々あり、相続人等も農業とか農地を引き継ぐ意思が現状ないということ、私も本人、□□さんから聞いておりますし、□□夫婦も高齢であり、また自宅から遠い農地の管理もできないということで、相良氏に5年ほど前から実際貸してありました。今回、買う予定になったところですね。

さらに市農業委員会事務局に、今回初めてだったのでお尋ねしたときに、□□さんは別の農地も前年度ですか、農業委員会にかけられて売却されたようです。売却先もいろいろ問題があったということはちらっと聞きましたので、その辺も考えて、直近で売られた部分も買手要望で処分されたんですけども、いろいろありまして、今回は□□さんに以前から野菜作りのために農地を貸していたところでもありますので、最終的には□□さんに買い取っていただくという話になったようです。

つまり、3条申請の契約の内容で、登記の原因のところ、申請書を私のところに持ってこられたときに、「売買」とか「譲与」とか消したり書いたりされてあったので、そこがいまいち不明なところがありました。私も当日、その後の文章に出てきますけれども、□□さんが来られたときに一緒に現地を見に行き場所の確認をして、□□さんの話も聞いて、売るのが贈与するのかがはっきりしないニュアンスだったので、その日に□□さんのところに話に行こうということで、6月21日に最初行きまして話を聞きました。

先ほど話しましたように、後継者がいないということと農業も近くのところしかしらんし、□□さんには大分お世話になっているから、農地の管理を含めてですね、それで先ほども言いましたように□□さんに売るところで最初の話になっていたんですけども。売ってやるというのと、譲ってやるという、若干ニュアンスがですね。やるんだったら完全に贈与なんですけれども、その辺がいまいち□□さんに聞いても、どうかなということもあって、さっき言いましたように、先月6月21日と23日に自宅に行って、23日には奥さんに再度聞いてもらって、本人さんに農地は実際に売なのか、やるのか、確認をいたしました。最終的には売ということで意思確認をしております。今回は、3条申請の売買の登記原因でされるということになりました。

この農地は、先ほど言いましたように、5年ほど前から野菜を作っている農地で、この農業委員会のつづりの中に、5月9日の農業委員会にかけられた農政の議案第13号の利用権設定のところがあるんですけども、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定の7ページの下段から8ページにかけてにちょうど載っています。結局この農地は、今回買う前には利用権設定をされて、7ページの一番下に「□□」さん、8ページにかけて□□さんの名前が出ています。この□□さんの土地が今回の対象の土地になっています。その辺りは一応、農業委員の事務局に聞

かれて、利用権の設定を一回消してから売買でないと順番的にあれなのでと私も言われたし、事務局もそれを言われたということで、解除の書類もちゃんと取り交わしてありました。そこは問題ないと思います。

あと、面積的なところがあります。今言いました利用権設定のところは□□さんという方が2筆、これも□□さんが同じように利用権設定して野菜を作ることになっております。それも先月の委員会にかけられたんですけども、そこは変わらず利用権設定のままでされます。今回買うところが1,209.2平米と、□□さんから利用権設定で使用貸借されるところが3,505平米ありまして、あと事務局には出していると思うんですけど、那珂川の□□に借地の農地、畑として野菜を作っている農地が823.5平米あるということです。那珂川市の農業委員会の耕作証明書もちゃんとつけてありました。それで、トータル取得面積が、借地農地を含めて総面積が5,537.7平米となりますので、権利を取得する者の農地面積の要件である50アールという条件には該当します。

あと、□□さん自身が春日市に住んでおりますので筑紫野市外ですけども、今回買われる□□の□□さんの農地と畑を使われるところと□□の両農地までは、自宅からは距離的には15キロぐらいで、車で20分程度で行けますということで、距離的にはそんなに問題ないですとっております。

あと、農機具とトラクターも申請書には載っているんですけども、トラクターのリースということで1台と、耕運機、管理機になると思うんですけども4台、草刈機2台、乗用草刈機と、あと、作業用のビニールハウスみたいなのを□□の農地には設置されて、そこで自分で種子とかそういうのを作っていました。一応そういうのは確認しております。

今言ったように、全然農家じゃない方が今度、畑は以前から勉強されてしてありましたが、農地を買ってされるということで、そういう機械も自分で持って、借りたりもありますが、しているということで、一応確認は取れております。そういうことで、機械、道具とかはありますということでした。

あと、最初に言いましたように、実際、野菜栽培のメインは本人さんで、両親が高齢ですけども、もともと八百屋さんとかをされておりますので、収穫等の手伝いは補助的にされておられます。

出荷先としても、現状は筑紫農協のゆめ畑の春日店とか福岡市農協の博多じょうもんさん花畑市場に出荷されているということです。あと、一応届けは出しているということですけども、大同青果のアイランドシティにある中央卸市場にも出荷できる届けは出していますとっております。今後、生産出荷は増加していく予定になると思われませんが、現状、今までだと農業所得等の申告等はありません。今後の収入によると思われま。

それと最後に、周辺地域との関係では、現状、この方もいろいろ勉強されていたと思われま。

れども、農作物は一応農薬は不使用にして、肥料関係も自然な堆肥で栽培をしていくそうです。それでもって、近隣集落への農薬による支障、影響はないと思われます。

さらに、地域との役割分担の状況も申請書にはあります。そこも読み上げますと、取得農地の周りの水路、草刈り等は現状も自分でされてあります。そういうところも協力しますということです。あと、地元の□□区及び水利組合とか農事実行組合の、現状は集団的にはそういうような作業をされる方も多いと思いますが、もし協力要請があれば応じますよ、協力しますよということで申請書にも記入があり、確認はしております。

以上、農業、野菜栽培を中心に勉強され、地元とも協力できることはいたしますということで、□□さんは近隣の農地の所有者、周りの稲とか作ってある農地の方とも面識があり、交流もできています、お話とかはしていますということです。

あと、まだ来られていないかな。もう一人、推進委員の□□さんも担当地区になりますので、一応、□□さんにも現地で農地を確認してもらい、本人との面談、確認もいただいております。

よって、今回の□□氏の農地法第3条申請は地元農業委員としても問題ないと考えております。以上、□□氏の農地法第5条の概要説明といえますか、長く話しまして申し訳ありませんが、そういうことで委員の方に御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局で何か補足がありましたら。

○事務局：□□委員さんから申請書に書いてある内容を丁寧に説明していただいたのかなと思ってます。一応、今回の分は新規就農者のような形で。今までにこの委員会にかけてきた新規就農者と違う点は、これまでもずっと農業をやられていましたよと。それをやって、今回、土地を売ってくれるということになって取得しますという話です。

現地を私たちも見せていただきました。ちょうど現地調査に行ったときに本人さんがいらっしやって、会長、副会長さんとその辺の意見を取り交わして、農業に対する熱い思いとかを語られていましたので、事務局としては問題ないかなと思っております。

私のほうからは以上です。

○委員：先月あった利用権の設定、もうこれはなくなってしまって、消滅して、もう売買に切り替えたということですね、今度。

○委員：解除の届けを事務局からもらわれて、□□さんと□□さんで取り交わした書類を確認しました。

○委員：もう話がついたということですね。

○委員：そうです。利用権は、今回買われるところは消えた状態で売買されるということです。

○議長：若干余談になりますが、実はこの□□さんとは当日お会いしまして、ちょっとどこか見たことがある人だなというぐらいで申し訳なかったんですが、実は農業塾で非常に真面目に、我が家のほうにもわざわざ出向いてくれたりして、農業のことをいろいろお聞きになられて実際始めておられます。ですから、先ほど御説明いただいたように、もう5年間やられてきて、それをあえて借りていた農地を今度は買うという形でございますので、皆様方の御審議をよろしく願います。

ほかに御質問、御意見はございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に対する質疑等を打ち切ります。

これより採決を行います。

本案を、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきまして、□□番委員であります□□委員さん、説明方よろしく願います。

○委員：それでは、私のほうから説明させていただきます。

この案件の□□さんは、6月の委員会で可決をいただいた分の追加でございます。譲受人が春日市□□、□□さん。農地が9,564平米。譲渡人が、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示が□□外1筆。地積が畑の30平米。申請理由が相手方要望。契約内容は売買です。

8ページに図面がありますので見ていただきたいんですが、8ページのちょうど真ん中のところに網かけ部分があります。図面ですね。網かけ部分の下のほうに、長ひょろいところで□□という地番がありますが、前回6月の農業委員会で審議いただいて御可決をいただいたところです。その上のほうに、□□と□□というのがございます。□□が18平米、□□が12平米です。これ、上のほうが農道になっておりまして、ちょうど□□の入り口に分筆してあった土地があったということで、これを漏らしてあった関係で今回追加で購入をしたいという話があります。

私も現地を見せていただきましたが、ちょうど上のほうに「水路」とちょこっと書いてありますが、この水路の切れたところから「□□」と書いてあるところの間にずっと土管が埋まっております。セメントの土管です。それが農道との境界のようです。そこの2筆を今回漏らしておいたということで、改めて申請が出ておりますので、私のほうで現地も確認しながら今回提案させていただきます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：□□委員さんからもありましたように、現地が水路から先に伸びたような形で2筆ほどあるんですけども、現地を私たちも見せていただいたとき、この部分がちょうど農道みたいな形になっていまして、どこからどこまでがこの敷地かというのが現地でちょっと分からないところがありました。一応□□さんのほうには、これから地権者になられるわけですから、その辺の区域とか分かってないといけないですよということで事務局から伝えさせていただいたところでは。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。どうぞ。

○委員：境界、筆界はどうなっているんですか。農道とそれから□□との境界は。

○事務局：境界につきましては、これから□□さんのほうでされるということで伺っております。

○委員：前の方はされてないということですか。

○事務局：そうですね。そこは所有者としてきちっと分かって、畑として管理するんだったら、どこからどこまでを管理するというのを分かってないといけないですよということを伝えたところでは。

○委員：農道は市道になるんですか、それとも……。管理はどこが管理しているんですか。

○事務局：結局、今のところは□□さんの土地ですので、どこからどこまでというのが分からない状態になっていますので、そこははっきりさせないといけないですけども、それもはっきりさせる所管場所としては、維持管理課と相談してくださいということで伝えております。

○委員：さっき言ったように、農道とこの□□、これは畑敷きになっているんですが、この間にこれぐらいの土管が入っているんですよ、見えるような形で。そういう状況です。

○委員：構造物としてちゃんと。

○委員：入ってます。

○委員：境界として土管があると。

○委員：恐らくそこが境界と思います。

○議長：どうぞ。

○委員：これ、□□さん、先月も上がりましたよね。□□の□□さん。春日市の□□のマンションに住んであるということですけど、この方が実際に農業をされて計画書もきちっと作って、まあ一応、農地を取得したような形になっていますけど。あと、この水路とかこういう関係は、農

事組合、水利組合あたりで、□□さんが地元の人に溶け込んできちっと納得できる人かどうかというのを一回やっぱり確認しておいたほうがいいですね。

今回出た分は、これの山手の反対側、道の反対側の上のほうの□□神社の近くだったですね。山手だったですもんね。車も軽トラックがぎりぎり入るところのね。私も□□君って知ってる人がいたから、あの辺をちょろちょろ動いて見ていたんですけど。今度は逆に公園のほう、□□のほうか、□□小学校が下側になつとりましようが。だけん、果たしてこの人が、水路とか農事組合とか管理できるだろうかという感じでちょっと疑問を持たざるを得ないから。極力、事業計画書なりに合わせてきちっとやってもらうようにされないと。出作で来た人はどうしても手荒い面がありますのでね。地元の人□□さんやもともと□□さんとかそういう人に協力しないということになったら大きな問題になりますので。特に梅雨の時期なんかには大きな災害の原因にもなりますので、そこをまたよろしくお願いしときます。

○議長：地元と一応、当然、水路の関係は話してあるはずですから。ここは樹園地になっていますので。畑状態ではなくて果樹、梅が植わっているんですね。梅の木が、全部ですね。そういう状況の場所です。

ただ、道路との兼ね合いは当然ありますので。例えばこの土地を売らないと、この方が取得しないと、中に、ここを通させないと言われたら入れなくなりますので。そういったことも含めて、落としてあったのも問題ですけど、改めて3回も申請がされたような状況はございます。そこはもう皆さんも御了承いただいでですね。認めざるを得ないというような状況だと思います。

ほかにはございませんか。

(なし)

○議長：それでは、2番目の件につきまして、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、9ページをお開けください。

議案第21号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1件ございます。1番については、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：説明いたします。

譲受人、太宰府市□□、□□さん。この方は個人名で出ていますけれども不動産業をなされて

いるということです。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。申請地、□□。地積、田で497平米ですね。転用目的が建売住宅2棟。契約内容は売買。構造規模が木造の2階建て。工事期間が令和4年9月5日から5年9月4日まで。農地の区分は第二種。資金の内訳、自己100%。建蔽率が19.99%。開発許可は不要。用排水処理、水利の許可はついております。都市計画区域としては区域外ということになっています。

この申請地の場所ですけれども、譲渡人の□□さんの自宅の道路を挟んで横といますか、裏というか、そういった場所になります。現在、□□さん自体はこの申請地に隣接した、すぐ前の、地目は水田、田ですが、そこを耕作されている中の1筆という形になっております。

字図のほうでいいますと、一応、地積を500以下ということで設定されていて、1筆の中の一部分という形になっております。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：1点だけ補足を。委員さんが最後に言われたところで、1筆500平米未満になるような形で、11ページの資料でいいますと、□□から分筆をして今回申請を出されているということになっております。補足でございました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

○委員：これ、500で切ったのは何かあるんですか。500平米で切ってあるのは。

○事務局：一応、一般住宅につきましては500平米程度が適切な規模という認識のもと、申請者の判断により500で切ったものと思われまして、500平米以下にしてくださいと言ったわけではございません。

以上です。

○委員：残り、残地は。

○委員：自己で管理していくということです。ただ、イノシシの被害とか結構多いところで、作物を作っても今後どうかなというような話はされていまして。

○委員：まあ利用するなら畑みたいな感じ。

○委員：ですね。

○議長：ほかに御意見、御質問ございませんか。どうぞ。

○推進委員：審議内容に資金とか建蔽率とか入っているじゃないですか。3ページの3番とかにはそういうのは入っていないんですが、どんな違いがあるんですか。同じ5条で、売買で。3ページの番号3とかはそういう項目が入っていないから、どんな違いがあるのかなと思って。

○事務局：3ページの分との違いですけれども、市街化区域内の農地の場合は、基本的にはもう建物とか建てられるところなので、特段取り上げて、その辺の事業計画までは聞いてないということですよ。

○推進委員：分かりました。

○委員：要するに、こちらは都市計画区域外ということでしょう。

○事務局：そうですね。

○委員：だから、都市計画上の都市計画区域内の線引きと、都市計画区域以外と。よそで行けば白地地区、無制限地区。いろいろ土地の性格が違いますからね。それを見てもらうといい。

○事務局：そうです、おっしゃるとおりです。

○議長：ほかに、御意見、御質問ございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に対する採決を行います。

本案を、農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

次の農政議案に移ります。9ページの後の地図の先をお開けください。

農政議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者よりの説明をよろしく申し上げます。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、□□。住所、□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長、□□。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は3,256平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期はいずれも令和4年7月25日となっております。

本件につきましては、売買1件、筆数としても1筆の3,256平米の所有権移転に関する件でございます。

本件につきましては、5月にお諮りした案件になります。□□さんのほうから機構が1回保有をしまして、あっせん先を調整していたところでございます。今回、調整が整いまして、担い手であります□□さんのほうにあっせんを行って、所有権を移転するといった内容でございます。

説明としては以上になります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。ようございましょうか。

(なし)

○議長：お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、その次の次のページをお開けください。農政議案の第17号です。

農政議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号、4-07-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,796平米。農振区分、農用地。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては令和4年7月11日から令和7年6月10日までの約3年間となっております。賃借料につきましては、1反当たり白米30キロとなっております。

以降につきましては、すみません、割愛をさせていただきます。記載のとおりでございますのでお読み取りいただければと思います。

合計のところでございます。件数につきましては、新規が4件、筆数といたしましては12筆、9,195平米の利用権設定に関する件でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に関する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、一応、議案関係は終わりました。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和4年第7回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。